

1 補助の概要

目的：災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行う

事業内容：災害時等に歯科保健医療を提供するために必要な**器具・器材や車両等**を整備
(予算繰越により事業実施は令和8年度)

基準額：**約19,000千円程度**（箇所数：142か所 ※**箇所数の考え方は次頁のとおり。**）

補助率：**10/10**（東京都が厚生労働省から国庫補助金を受け入れ、東京都が事業者に対して補助を行う。）

対象経費：**歯科医療機器等購入経費、車両等購入経費**

- ・災害時等に歯科保健医療活動を実施するために必要であり、かつ、歯科保健医療の提供に直接的に資するもの（車両については、保守費用等の諸経費は除く。）であることを原則とする。
- ・都道府県は、購入を検討する器具・器材等が災害時等の歯科保健医療活動にどのように資するものであるか、対外的にわかりやすく具体的に説明できるように整理した上で購入の検討を実施する。

**（例）携帯型歯科用ポータブルユニット、ポータブルX線撮影装置、ポータブル発電機、
体位補助装置、オートクレーブ、浄水装置、歯科医療機器等を搬送する移動車 等**

- ・上記を基本的な考え方とし、実施要綱や交付要綱を踏まえて、地域特性に応じて、整備する歯科診療器材等について検討すること。

（「歯科医療機器等を搬送する移動車」を購入せずに、歯科診療器材等のみを整備することも可）

- ・消耗品も含めることも差し支えないが、使用期限等を超えたものの補充等については独自で行うことを前提とする。
- ・補助対象となるものは、原則、本体購入費用分のみ。

令和7年度厚生労働省補正予算「災害時等歯科保健医療提供体制整備事業」 (歯科診療器材等整備事業) について

2 箇所数の考え方 (厚生労働省の都道府県説明会資料から抜粋)

- (1) すべての都道府県において、2箇所実施可能
- (2) (1)に加え、令和6年度補正予算「災害時歯科保健医療提供体制整備事業」の実施要綱に定める「歯科診療器材等整備事業」を実施していない都道府県は、追加で1箇所実施可能 ※東京都対象外
- (3) (1)及び(2)に加え、災害時等における近隣都道府県との協力体制の構築や効果的な歯科保健医療の提供等のため、8つの地域ブロックごとに、追加で5箇所実施可能

＜地域ブロックと都道府県＞

地域ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸ブロック	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

令和7年度厚生労働省補正予算「災害時等歯科保健医療提供体制整備事業」 (歯科診療器材等整備事業) について

3

東京都の実施方針

- 「2 箇所数の考え方」に基づき、(1) 全都道府県実施可能分の**2か所**及び(3) 地域ブロック追加分の**1か所**の**計3か所**について、厚生労働省へ申請を行うこととする。
- 補助対象事業者については、以下の考え方とする。
 - ・東京都と「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」を締結し、災害時に歯科医療救護班の編成業務等を担う**(公社) 東京都歯科医師会**を補助対象事業者の**順位第1位**として申請する。
 - ・加えて、残り2か所については、「上記東京都歯科医師会の活動に協力するとともに、災害時等において歯科保健医療を提供することができる、**東京都内に大学歯学部を設置する法人**」を補助対象事業者として公募を実施し、本協議会において優先順位を付けた上で、補助対象事業者の**順位第2位・第3位**として申請する。



令和7年度 第2回 東京都歯科保健対策推進協議会(R8.3.27)での協議結果により、補助対象事業者として、以下3事業者を厚生労働省に申請

- ・順位第1位 公益社団法人 東京都歯科医師会
- ・順位第2位 学校法人 東京歯科大学
- ・順位第3位 学校法人 日本歯科大学

厚生労働省から、令和8年7月10日付けで、上記**3事業者いずれも補助対象者として内定**する旨の通知を受領